
「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について

日証協 平成 21 年 12 月 15 日

本協会では、本年12月15日の自主規制会議において、「有価証券の引受け等に関する規則」等を一部改正した。

去る平成21年9月9日に施行された金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」という。）等により、従業員持株会を通じた株式所有スキームの金融商品取引法等における取扱いが明確化された。

今般、定義府令等の改正等を踏まえるとともに、持株会に係る親引けの範囲の整理及び明確化を図るため、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部について改正を行った。

本規則改正は、平成21年12月15日から施行する。

規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について

平成 21 年 12 月 15 日

日 本 証 券 業 協 会

Ⅰ．改正の趣旨

有価証券の引受け等に関する規則第 31 条第 3 項の規定により、発行会社が指定する販売先への売付け（実質的に類似する行為を含む。）（以下「親引け」とします。）は、一部例外を除いて行ってはならないとされている。

従業員持株会は、発行会社の福利厚生の一環として、ひいては従業員のインセンティブが将来的な株主への利益還元につながるものと考えられるといったこと、また、長期保有を前提としていることなどといった理由から、禁止される親引けの例外の一つとして認められている。

我が国において、昨今の厳しい経営環境の中、企業間における事業統合が加速しているが、そうした事業統合に伴い設立される企業グループにおいて、従来加入できていた従業員持株会では取り込めないような企業グループ社員が発生し、そうした社員は新たに設立されることとなる拡大従業員持株会に加入することを余儀なくされている。

一方、拡大従業員持株会の会員である関連会社の従業員は、発行会社たる親会社の企業価値の向上を目指し、業務を遂行している点において、なんら発行会社の従業員と変わるものではない。にもかかわらず、拡大従業員持株会は、従業員持株会とは異なり、親引けの対象として認められていないといったある種持株会格差のようなものの存在が、潜在的にグループ間における社員の不公平感を助長させ、結果、企業グループ内の従業員のインセンティブが働かなくなるような状況を産み出す虞が生じるものと考えられる。

また、従業員持株会を通じた所有スキームの金融商品取引法等における取扱いが明確化されたところであるが、当該取扱いで明確化された日本版 ESOP の一つである持株会型スキームでは新株又は旧株の発行会社から ESOP 信託への第三者割当が生じることが想定されることから、日本版 ESOP 導入企業のオフファリング日程を考える際、オフファリングと ESOP 信託への第三者割当を同時に実施したいというニーズが生じるものと考えられる。その場合、日本版 ESOP 導入企業においてオフファリングと ESOP 信託への第三者割当が相互にインサイダー情報となってしまう場合、同時実施が望ましいケースが想定される。

そのような状況を鑑み、今般、拡大従業員持株会を親引け禁止の例外とするため、また、日本版 ESOP による持株会型スキームに対応するため、更には、実務運用上解釈で行われていた事項を規則上明確化するため、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

- ①「持株会等」の定義を追加することとする。 (第2条第23号)
- ②その他所要の整備を図る。

2. 「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

その他所要の整備を図る。

III. 施行の時期

この改正は、平成21年12月15日から施行する。

- 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制1部 担当：稲川、渡邊 (TEL 03-3667-8647)

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 12 月 15 日

（下線部分変更）

新	旧
（定 義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 （ 現行どおり ） 22 23 <u>持株会等</u> <u>金商法施行令第 1 条の 3 の 3 第 5 号に規定される権利に係る持株会、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」とする。）第 7 条第 1 項第 1 号に規定される権利に係る持株会又は定義府令第 16 条第 1 項第 7 の 2 号イからへまでに掲げるすべての要件に該当する行為を行う者</u> （配分の公平化） 第 31 条 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） 3 引受会員は、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる場合を除き、親引け（発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。以下この項及び次項において同じ。）を行ってはならない。なお、親引けを行	（定 義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 （ 省 略 ） 22 （ 新 設 ） （配分の公平化） 第 31 条 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） 3 引受会員は、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる場合を除き、親引け（発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。以下この項及び次項において同じ。）を行ってはならない。なお、親引けを行う場合は、当該

新	旧
う場合は、当該親引けの対象者、当該親引けが次の各号のいずれかに該当する理由及び当該親引けの数量その他細則で定める事項を発行者が発表資料で公表したものでなければ行ってはならない。 1 (現行どおり) 3 4 株券の募集又は売出しの場合で、当該募集及び売出しに係る株式数の 10% を限度として<u>持株会等</u>を対象とするとき。 5 (現行どおり) 4 (現行どおり) 5 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成21年12月15日から施行する。	親引けの対象者、当該親引けが次の各号のいずれかに該当する理由及び当該親引けの数量その他細則で定める事項を発行者が発表資料で公表したものでなければ行ってはならない。 1 (省 略) 3 4 株券の募集又は売出しの場合で、当該募集及び売出しに係る株式数の 10% を限度として<u>従業員持株会</u>を対象とするとき。 5 (省 略) 4 (省 略) 5 (省 略)

「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

平成 21 年 12 月 15 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(配分の公平化) 第 15 条 規則第31条第 5 項に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。 1 2 (現 行 ど お り) 4 5 規則第 31 条第 3 項第 4 号に規定する「<u>持株会等</u>」には、株券の募集又は売出しが子会社連動配当株(剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式をいう。以下同じ。)に係るものである場合における当該連結子会社の従業員が組織するもの(当該子会社連動配当株を取得するものに限る。)を含むものとする。 付 則 この改正は、平成 21 年 12 月 15 日より施行する。	(配分の公平化) 第 15 条 規則第31条第 5 項に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。 1 2 (省 略) 4 5 規則第 31 条第 3 項第 4 号に規定する「<u>従業員持株会</u>」には、株券の募集又は売出しが子会社連動配当株(剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式をいう。以下同じ。)に係るものである場合における当該連結子会社の従業員が組織するもの(当該子会社連動配当株を取得するものに限る。)を含むものとする。

以 上